

士連合会(日弁連)や日本學術會議など各方面から最高裁判所に伝えられた。

そうしたなかで、東北大学法学部の林屋礼二教授(現名誉教授、民事訴訟法)の呼びかけによって、平成五年五月に「判決原本の会」(会長、林屋教授)が発足した。最高裁の事務局と精力的に折衝がなされた結果、最高裁は国立大学への移管に応ずるという立場を明らかにするにいたつた。高等裁判所所在地およびその近辺の国立大学法学部に対し協力が求められ、協力する旨の回答が寄せられ、最高裁へ伝えられた。

平成六年二月に、大学側は、移管の窓口として「民事判決原本の一時保管に関する連絡会議」(以下、連絡会議)を組織した。これは保管を受ける法学部と京都大学法学部の長十一名をメンバーとするものである。

このようにして、全国の判決原本を集中的に保存し利用に供することができる施設が確保される目途がつくまでの間、暫定的に国立大学の法学部または図書館が保管することになった。北から列挙すれば、北海道大学、東北大大学、東京大学、名古屋大学、大阪大学、岡山大学、広島大学、香川大学、九州大学、熊本大学の法学部である。高等裁判所は八つであるが、広島高裁管内の分は広島大学と岡山大学が、福岡高裁管内の分は九州大学と熊本大学が引き受けたことになつたため十大学となつたのである。なお、連絡会議には幹事会が置かれ、判決原本の受け入れ

に関する連絡その他の実務的な問題の処理にあたってきた。

(二) いっぽう、最高裁側の調査によつて、移管を受ける判決原本の分量は、簿冊にして約三万五千冊、それらを全部書棚に並べれば、合計一千二、三百冊に達すると推計された。東京高裁の分は六〇〇冊(東京大学)、大阪高裁の分は四〇〇冊(大阪大学)、仙台高裁の分は二八〇冊(東北大学)、広島高裁の分は二七〇冊(広島大学、岡山大学)といつた具合である。これを全て書棚に並べれば、平均的な二十二平方㍍の研究室で十二、三室、最大十五室もあれば何とか収容できる分量である。

判決原本は段ボール箱に詰めて、平成六年秋から翌七年の夏頃までに大学へ移管された。本学部は、広島高裁判所のほか、広島、山口、松江の各地方裁判所および支部、簡易裁判所で保存されていた分の移管を受けた。結局のところ、五一四箱、三千冊弱、約二百箱になつた。

判決原本の移管を受けた各大学では、附属図書館に保管を委託したり研究室を流用したりして保管している。箱詰めのまま書棚に配架し、一部は床に平積みにしている。恒久的な保管施設に移されるまでの一時的・緊急避難的な措置で、なんとか廃棄だけは免れたというところである。

(三) 移管にあたつて、まず、裁判所から送られてきたリストと簿冊との照合作業がなされ、ついで、いわゆる

「現状調査」が行われた。これは虫害や水損、火損、縫じ糸の切れなどのため、薰蒸や補修など応急措置を施す必要があるかどうか、あればどの程度のものであるかを把握するためのものであった。この現状調査は、平成七年度に各大学で行われ、平成八年春にはだいたい終了した。

(四) 平成六年度に、民法、民事訴訟法、法制史、外国法研究者、文書管理学の専門家など四十余名により三年計画の「判決原本の保存利用研究会」(会長、林屋礼二教授)が組織され、科学研究費の助成を受けて研究が行われることになった(代表、青山善充東京大学教授)。判決原本の会の会員がこれに加わった。

研究会は、保存対策、プライバシー、データベース、外国法制、恒久計画の特集「判決原本の保存とプライバシー」と題して、法律雑誌・ジユリスト、一五つの分科会に分かれた。私は、保存対策分科会を主に、恒久計画分科会に従として属したが、事情の許す限り他の分科会の研究会にも出席するよう努めた。なお、この研究会の中間報告が、特集「判決原本の保存とプライバシー」と題して、法律雑誌・ジユリスト、一〇七八(平成七年十一月一日)号に掲載された。目下、三年間にわたる研究会の活動報告書が纏められつつある。

(五) 私の個人的立場から見た各分科会の活動は以下のようであった。

① 保存対策分科会では、移管の作業と平行して、文書の損傷や虫損への対処の仕方や保存中の注意事項などについて

て学習すること、移管の準備を整えること、移管時の判決原本とリストとの照合、特に「現状調査」の作業が活動の中心になつた。現状調査の結果、全般に比較的良好な保存状態であることが明らかになつた。

現状調査は、全国共通の調査用紙を用いて、保管裁判所と古い簿冊から順にコード番号をつけることから始まった(例えば、広島地方裁判所の場合、四〇一〇〇〇〇一〇)。これが各簿冊のID番号となるとともに、いわばカルテとなる。

本学部では、県立公文書館の松井輝昭専員の指導を受けながら、文学部国史研究室と法学部の大学院や学部の学生に手伝つてもらい、なんとか調査を終えることができた。現状調査を終えた調査票のコピーが各大学から東京大学へ集められた。

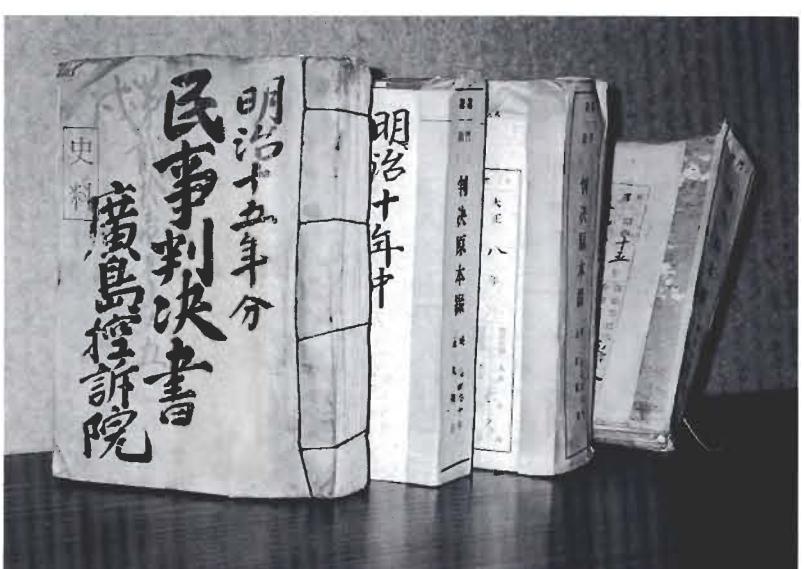
② プライバシー分科会では、事件関係者や遺族のプライバシー保護のため、閲覧や複写の態勢が整つたときに備えて、その手続に関し精力的に検討がなされた。この分科会が作成した閲覧利用の要綱(ガイドライン)の案は、昨年十一月に「連絡会議」で承認された。

それが各保管大学の裁量に委ねられた。閲覧利用の要求に応じることが望ましいとするものである。その内容は、限定し、閲覧(筆写を含む)を原則

「保存の終わり」と「保存の始まり」

民事判決原本の一時保管について

法学部教授 紺谷浩司



写真は、明治、大正、昭和の判決原本を並べたもの

一、移管までの経緯と現状調査

まず、これまでの経緯をごく簡単に述べよう。

明治初年より昭和十八年までの民事判決原本(以下、判決原本といふ)は、現在、十の国立大学法学部が暫定的に保管している。判決原本は、わが国の近代司法制度の創設期を含む約七十年間にわたる記録である。

特に、民法、商法などの法律が制定された前の、いわゆる条理による裁判の規準はどうのようなものであつたか、法制史のみならず、当時の人びとの法意識、生活状態に関する興味深い史料である。

その保存は国民的な課題であるとともに、われわれの、文化価値、歴史感覚、わが国が真に豊かな国であるかどうかを示す試金石でもある。

